

31 郡介第 4293 号  
令和 2 年 2 月 27 日

各居宅介護支援事業所 御中

郡山市介護保険課長  
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取り扱いについて

向春の候、ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

また、日頃より、本市介護保険行政に対し御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、今般の新型コロナウイルスへの対策として、介護保険施設又は病院等において、入所・入院者との面会を禁止する等の措置が取られることにより、認定調査が行えない場合が想定されます。

この場合の対応として、現在受けている要介護認定の有効期間に、最長 12 ヶ月までの範囲で保険者が期間を合算できることになりました。(詳細は、別紙 厚生労働省老健局老人保健課事務連絡のとおりです。)

つきましては、本市で認定調査を依頼した被保険者で、介護保険施設又は病院等に入所・入院し、面会を禁止する等の措置が取られ認定調査が行えないケースが発生しましたら、お手数ですが、介護保険課認定係宛てに御連絡くださいますよう、お願い申し上げます。

(事務担当：郡山市介護保険課認定係 主任主査兼係長 七海 満 ☎024-924-3021)

事 務 連 絡  
令和 2 年 2 月 18 日

各都道府県介護保険担当主管部（局） 御中

厚生労働省老健局老人保健課

新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いについて

今般のコロナウイルスへの対応のため、介護保険施設や病院等において、入所者等との面会を禁止する等の措置がとられる場合があります。

これにより、当該施設等に入所している被保険者への認定調査が困難な場合、当該被保険者の要介護認定及び要支援認定の有効期間については、従来の期間に新たに12ヶ月までの範囲内で市町村が定める期間を合算できることとします。

については、本件事務連絡について、管内の市町村に周知をお願いします。

厚生労働省老健局老人保健課介護認定係

担当者：佐々木、小林

T E L 03-5253-1111（内線 3945）

F A X 03-3595-4010

電子メール [roukenkanintei@mhlw.go.jp](mailto:roukenkanintei@mhlw.go.jp)